



北塩原村自転車活用推進計画の概要

令和3年7月 北塩原村

目標設定

目標1: 自転車の利用促進に向けた良好な走行環境づくり

目標2: 自転車を活用した健康増進

目標3: サイクルツーリズムの推進による観光・地域振興

目標4: 自転車利用における安全・安心の確保

計画期間

2021年～2024年（4年間）



計画の推進体制



- 「（仮称）北塩原村自転車活用連絡協議会」を設置し、関係機関と連携して自転車施策を推進していく。
- 上記協議会では、進捗状況等に関するフォローアップを行うとともに、必要に応じて、社会情勢等を踏まえた施策や措置の追加・更新を行う。

本村における自転車活用に関する課題

走行環境

- ・ 桧原湖周遊道路は路肩が狭い区間やカーブが多く、安全を確保するための自転車走行空間の整備が求められる

健康増進

- ・ 桧原湖周辺でサイクルイベントが複数実施されているため、村民の更なる参加が望まれる
- ・ 健康のスポーツ等に取り組む村民の割合が高く、これらの運動習慣を定着させる取組が必要である

観光・地域振興

- ・ 桧原湖周辺にはサイクリストが活用可能な施設が多数位置しているが、さらなる受け入れ環境整備が望まれる
- ・ 観光客は減少傾向にあるため、観光振興を図る取組が必要である

安心・安全

- ・ 桧原湖周辺における自転車関連事故は少ないものの、引き続き事故0を目指すため、交通安全意識の更なる向上が必要である
- ・ 自動車やランナー・歩行者との共存が必要である
- ・ 探勝路等への無断乗り入れが懸念されるため、自転車利用ルールの周知が必要である

計画目標と実施すべき施策

走行環境

目標1: 自転車の利用促進に向けた良好な走行環境づくり

施策1-1 桧原湖周辺サイクリングルートの設定

自転車利用における主要路線として、桧原湖周辺サイクリングルートを設定し、本ルートを基本に自転車走行空間の整備を進める。

- 【主な取組】○サイクリングルートの設定
○広域連携ルートで接続する隣接自治体との調整

施策1-2 自転車走行空間の整備及び維持管理の実施

自転車の通行位置を示す矢羽根や、桧原湖を周遊するルートや目的地・休憩所等の案内、及び交差点や下り坂、急カーブ等の注意喚起を行う案内看板を設置する。また、それらについて適切な維持管理を行い、快適で安全な自転車走行環境を整備する。

- 【主な取組】○路面表示・看板の設置・検証 ○道路維持管理の実施



健康増進

目標2: 自転車を活用した健康増進

施策2-1 サイクルイベントの実施

観光客だけでなく、宿泊事業者や地域住民なども参加するサイクルイベントの開催を支援し、観光客や地域住民の健康増進を図る。

- 【主な取組】○各種サイクリングイベントの開催
○健康増進に向けたサイクルイベントの検討・実施

施策2-2 運動習慣の定着に向けた取組の推進

桧原湖周遊サイクリングロードを観光客だけでなく、地域住民も活用しやすい環境整備等を推進することで、運動習慣の定着を図る。

- 【主な取組】○地域住民向けサイクリング情報の発信
○自転車活用に関する情報収集・発信



観光・地域振興

目標3: サイクルツーリズムの推進による観光・地域振興

施策3-1 サイクルツーリズムの推進

電動自転車等によるレンタサイクルの充実を図り、ゆっくりと本村の自然を楽しめる環境を整備するとともに、探勝路を活用したルート開発やガイドツアーを実施するなど、サイクルツーリズムを通じた観光・地域振興の推進を図る。

- 【主な取組】○レンタサイクルの検討・実施 ○ガイド・案内の人材育成の検討・実施
○探勝路を活用したサイクルツアーの検討・実施

施策3-2 桧原湖周遊サイクリングルート等PR・情報発信

県の自転車活用推進計画に掲載されるサイクリングモデルルートに桧原湖周遊サイクリングルートを位置づけ、県と連携し、サイクルツーリズムの推進に向けた広報・PRを積極的に行う。

- 【主な取組】○サイクリングルートの周知 ○国立公園関連事業と連携した情報発信
○観光プロモーション活動と連携した情報発信



出典：信州千曲観光局

安心・安全

目標4: 自転車利用における安全・安心の確保

施策4-1 自転車ルールの周知

自転車利用ルールの周知徹底を図るため、啓発ポスターの作成やHP・広報誌での呼びかけなど、安全な利用に向けた広報・啓発活動を行う。

- 【主な取組】○啓発ポスターの作成 ○ホームページ・広報誌による交通マナーの周知
○交通安全教室の実施 ○レンタサイクル利用者に対する交通マナーの周知

施策4-2 サイクリングマップの作成

桧原湖周辺の探勝路や民地など、自転車の侵入が認められていない箇所や不法侵入となってしまうエリアに立ち入らないよう、自転車利用が可能な路線やエリアを示すマップを作成し、観光客の安全・安心な利用の促進を図る。

- 【主な取組】○サイクリングマップの作成 ○観光施設等におけるサイクルラックの整備促進

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
- 5 被害軽減のためヘルメット着用を努める

出典：福島県警察本部